**＜大阪府介護員養成研修事業者指定要綱等　令和元年12月10日付一部改正における主な改正点＞**

・「生活援助従事者研修課程」の追加

・入門的研修等修了者の免除規定の追加

**※介護職員初任者研修課程と生活援助従事者研修課程の比較表（主な項目）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **介護職員初任者研修課程**  **（下線部は今回改正した事項）** | **生活援助従事者研修課程** |
| 目的 | 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにする。 | 生活援助中心型のサービスに従事する者の視野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型サービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行う。 |
| 対象者 | 訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者 | 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者 |
| 履修期間 | ８か月以内 | 同左 |
| 研修方法 | 講義と演習を一体的に実施 | 同左 |
| 研修科目及び研修時間数 | |  |  | | --- | --- | | １．職務の理解 | 6時間 | | ２．介護における尊厳の保持・自立支援 | 9時間 | | ３．介護の基本 | 6時間 | | ４．介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | 9時間 | | ５．介護におけるコミュニケーション技術 | 6時間 | | ６．老化の理解 | 6時間 | | ７．認知症の理解 | 6時間 | | ８．障がいの理解 | 3時間 | | ９．こころとからだのしくみと生活支援技術 | 75時間 | | １０．振り返り | 4時間 | | 合　　計 | １３０時間 | | |  |  | | --- | --- | | １．職務の理解 | ２時間 | | ２．介護における尊厳の保持・自立支援 | ６時間 | | ３．介護の基本 | ４時間 | | ４．介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | ３時間 | | ５．介護におけるコミュニケーション技術 | 6時間 | | ６．老化と認知症の理解 | ９時間 | | ７．障がいの理解 | 3時間 | | ８．こころとからだのしくみと生活支援技術 | ２４時間 | | ９．振り返り | ２時間 | | 合　　計 | ５９時間 | |
| 科目の免除 | あり（令和元年度改正により免除規定の追加あり。） | あり |
| **項目** | **介護職員初任者研修課程** | **生活援助従事者研修課程** |
| 実習 | 任意による。  実施する場合は、実習施設及び当該施設の実習指導者との連携の下に作成した実習プログラムに基づいて適切に行うこと。 | 「９．こころとからだのしくみと生活支援技術」において移動・移乗に関連した実習2時間実施が必須。 |
| 通信学習 | 上限時間　38時間 | 上限時間　28時間 |
| 定員 | 40名以内 | 同左 |
| 一人の講師が担当できる科目数 | 6項目以内 | 同左 |
| 講師数の例外 | 「９．こころとからだのしくみと生活支援技術」中、⑥～⑭の科目については、受講生が20名を超えた場合、複数名の補助講師を配置すること。 | 「８．こころとからだのしくみと生活支援技術」中、⑥～⑩の科目については、受講生が20名を超えた場合、複数名の補助講師を配置すること。 |
| 修了評価  （筆記試験） | 必須（1時間以上） | 必須（30分以上） |
| 申請時期 | 研修を開始する日の90日前 | 同左 |
| 情報の公表 | 法人情報、研修機関情報、実績情報等の項目を研修機関のホームページで公表すること。 | 同左 |
| 受講者に対する本人確認 | 事業者は受講申込受付時または初回の講義時等に受講者に対し本人確認を実施すること。 | 同左 |

※過去5年以内に他の研修課程及び研修を含む一切の研修事業者に対し、府又は他都道府県等で指定の取消処分等を受けた場合は、大阪府介護員養成研修事業者の指定をすることはできません。